

(地独) 東京都立産業技術研究センター
2020 年度研究活動の基本方針と不正防止計画

「地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターにおける研究費等の取扱いに関する規則」(2019 年 9 月 1 日施行) 第 4 条 2 項にもとづき、2020 年度における研究活動の基本方針と不正防止計画を下記のとおり定める。

今後、この計画に基づいて研究活動の不正防止に取り組み、実施状況を検証しながら、また、不正を発生させる要因の把握と対応策の検討をさらに進め、毎年度、計画の内容を見直していく。不正防止計画については別紙に記す。

記

1 責任体系の明確化

理事長を最高管理責任者とし、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者を設置し、責任体系の明確化を図る。

2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(1) 研究活動の不正防止に関する規則などを整備し、適正な運営・管理を推進する。

(2) 職員研修による不正防止に向けた啓蒙

コンプライアンス研修(毎年度、全役職員受講必須)、研究ミスコンダクト防止研修(毎年度、全役職員受講必須)などの研修を実施する。

(3) 研究説明会等による公的研究費に関するルールの周知徹底

科学研究費助成事業(以下、「科研費」という)説明会、研究事業説明会等を実施し、公的研究費に関するルールの周知徹底を図る。

3 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

防止計画推進部署は、内部監査・特別監査の結果、業務ヒヤリハット報告及び告発等の事例の検証にもとづき、不正を発生させる要因について再発防止策を検討し、不正防止計画に反映する。

4 研究費の適正な運営・管理活動

(1) 計画的な予算執行状況の確認

研究計画に基づき、定期的に予算執行状況の確認を行うとともに、必要に応じて改善を求める。

(2) 換金性の高い物品の管理

科研費において、換金性の高い物品（パソコン等）の購入時には、公的研究費で購入したことを明示し、物品の所在が分かるように記録することで、適切に管理する。

5 情報の伝達を確保する体制の整備

(1) 告発窓口、告発手続き等をホームページ等で公表し、周知を図る。

(2) 不正防止計画等の公表

不正防止計画、不正防止に関する規則等をウェブサイト等で公表し、不正防止の取り組みに関する積極的な情報発信を行う。

6 モニタリングの充実

防止計画推進部署は、監査実施部署と連携して、内部監査と特別監査を各々年1回実施する。その際、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的であるアプローチ監査を併せて実施する。

改善を要する事案については直ちに対策を講じ、最高管理責任者に報告する。また、再発防止策を不正防止計画へ反映する。

7 不正防止計画の点検・評価

常に研究費に係る不正を発生させる要因の把握に努め、不正防止計画についての点検・評価を行い、毎年度、その見直しを図る。

8 防止計画推進部署

経営企画部経営企画室が担当する。